

「被災地学び支援派遣等枠組み」検討会議の設置について

令和6年4月19日

事務次官決定

1. 趣旨

今後大規模災害が発生した際の被災地における学びの継続に対する支援のための人材派遣等に関する枠組み（以下「派遣等枠組み」という。）を検討するために、「被災地学び支援派遣等枠組み」検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

2. 任務

- （１）派遣等枠組みの検討
- （２）その他、上記に関連して議長が必要と認める事項

3. 構成員等

- ・ 会議は、別紙に記載する職員の他、議長が指名する職員により構成する。
- ・ 議長は総括審議官とし、副議長は大臣官房総務課長及び文教施設企画・防災部技術参事官とする。

4. 庶務

会議の庶務は、大臣官房総務課の協力を得て、文教施設企画・防災部施設企画課及び参事官（施設防災担当）付が処理する。

5. 期限

文部科学省内における派遣等枠組みの検討が終わるまで設置することとし、具体的な時期は別途事務次官が決定する。

6. その他

- ・ 議長が必要と認める時は、構成員以外の職員を会議に参加させることができる。
- ・ 会議は原則として非公開とし、議事要旨及び配布資料は原則として非公表とする。ただし、議長が必要と認める時は会議を公開し、又は議事要旨及び配布資料を公表とすることができる。

「被災地学び支援派遣等枠組み」検討会議の構成員

議長：大臣官房総括審議官

副議長：大臣官房総務課長

副議長：大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官

構成員：大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

総合教育政策局政策課長

初等中等教育局初等中等教育企画課長

高等教育局高等教育企画課長